

実務経験証明書

年 月 日

法人等の名称	
所在地	
代表者役職・氏名	代表者印
電話番号	

※個人印不可

(上記代表者は、所属クラブの責任者を含む。)
【いずれの実務経験に該当するか□にチェック(レ)をお願いします。】

下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下、「基準」という。) 第10条第3項第**3号**に規定する「2年以上児童福祉事業(※1)に従事した者」であることを証明します。

下記の者は、基準第10条第3項第**9号**に規定する「2年以上放課後児童健全育成事業(※2)に類似する事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

下記の者は、基準第10条第3項第**10号**に規定する「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

フリガナ	生年月日					
氏名			昭和・平成	年	月 日	
施設の名称	職種	業務内容	従事期間		期間計	累計労働時間
			年 月	～ 年 月	年 月	時間
			年 月	～ 年 月	年 月	時間
			年 月	～ 年 月	年 月	時間

※1児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業、家庭的保育事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設(児童館・児童遊園)、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子ども教室、民間学童保育(市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの)、その他。

上記の者(基準第10条第3項第3号に該当するものを除く)は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 **第9号** **第10号** に該当することを認定する。

年 月 日

市町村長

印

実務経験証明書【3号記入例】

2022年8月10日

法人等の名称	社会福祉財団〇〇〇社会福祉協議会
所在地	千葉市中央区市場町1-1
代表者役職・氏名	会長 千葉 太郎
電話番号	043-223-XXXX

代表者印

(上記代表者は、所属クラブの責任者を含む。)

【いずれの実務経験に該当するか□にチェック(レ)をお願いします。】

 下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下、「基準」という。)

第10条第3項第3号に規定する「2年以上児童福祉事業(※1)に従事した者」であることを証明します。

 下記の者は、基準第10条第3項第9号に規定する「2年以上放課後児童健全育成事業(※2)に類似する事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。 下記の者は、基準第10条第3項第10号に規定する「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

フリガナ	チバ ハナコ		生年月日		
氏名	千葉 花子		昭和	平成	45年1月1日
施設の名	職種	業務内容	従事期間	期間計	累計労働時間
千葉県 放課後児童クラブ	放課後児童 クラブ支援員	クラブにおける 育成支援	2020年4月～2022年7月	2年4月	2,000 時間
「従事期間」「期間計」「累計労働時間」は、右上の証明日を起算して 正確な数字を記載してください。期間は『満』で計算してください。 また、『2000時間以上』や『5000時間以上』という記載は不可です。					時間
					時間

※1児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業、家庭的保育事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設(児童館・児童遊園)、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子ども教室、民間学童保育(市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの)、その他

上記の者(基準第10条第3項第3号に該当するものを除く)は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 第9号 第10号 に該当することを認定する。

年 月 日

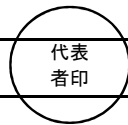
市町村長

印

実務経験証明書【9号記入例】

2022年8月10日

法人等の名称	株式会社 にこにこ
所在地	千葉市中央区市場町1-1
代表者役職・氏名	代表取締役 にこにこ 太郎
電話番号	043-223-XXXX



(上記代表者は、所属クラブの責任者を含む。)
【いずれの実務経験に該当するか□にチェック(レ)をお願いします。】

下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下、「基準」という。)第10条第3項第3号に規定する「2年以上児童福祉事業(※1)に従事した者」であることを証明します。

下記の者は、基準第10条第3項第9号に規定する「2年以上放課後児童健全育成事業(※2)に類似する事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

下記の者は、基準第10条第3項第10号に規定する「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

フリガナ	チバ ハナコ		生年月日		
氏名	千葉 花子		昭和・平成	45年1月1日	
施設の名称	職種	業務内容	従事期間	期間計	累計労働時間
〇〇小 放課後子供教室	児童指導員	子供の活動の見守りや体験交流活動の実施	2020年4月～2022年7月	2年4月	2,000 時間
「従事期間」「期間計」「累計労働時間」は、右上の証明日を起算して正確な数字を記載してください。期間は『満』で計算してください。また、『2000時間以上』や『5000時間以上』という記載は不可です。					時間
					時間

※1児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業、家庭的保育事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設(児童館・児童遊園)、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子ども教室、民間学童保育(市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの)、その他

上記の者(基準第10条第3項第3号に該当するものを除く)は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 第9号 第10号 に該当することを認定する。

2022年 8月 20日

市町村長

〇〇市
市長 〇〇 〇〇



実務経験証明書【10号記入例】

2022年8月10日

法人等の名称	社会福祉財団〇〇〇社会福祉協議会		
所在地	千葉市中央区市場町1-1		
代表者役職・氏名	会長 千葉 太郎	代表者印	
電話番号	043-223-XXXX		

(上記代表者は、所属クラブの責任者を含む。)

【いずれの実務経験に該当するか□にチェック(レ)をお願いします。】

下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下、「基準」という。)第10条第3項第3号に規定する「2年以上児童福祉事業(※1)に従事した者」であることを証明します。

下記の者は、基準第10条第3項第9号に規定する「2年以上放課後児童健全育成事業(※2)に類似する事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

下記の者は、基準第10条第3項第10号に規定する「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

フリガナ	チバ ハナコ			生年月日	
氏名	千葉 花子			昭和・平成	45年1月1日
施設の名称	職種	業務内容	従事期間	期間計	累計労働時間
千葉県庁 放課後児童クラブ	放課後児童 クラブ支援員	クラブにおける 育成支援	2017年4月～2022年7月	5年4月	5,000 時間
「従事期間」「期間計」「累計労働時間」は、右上の証明日を起算して 正確な数字を記載してください。期間は『満』で計算してください。 また、『2000時間以上』や『5000時間以上』という記載は不可です。					時間
					時間

※1児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業、家庭的保育事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設(児童館・児童遊園)、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子ども教室、民間学童保育(市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの)、その他

上記の者(基準第10条第3項第3号に該当するものを除く)は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 第9号 第10号 に該当することを認定する。

2022年 8月 20日

市町村長

〇〇市
市長 〇〇 〇〇市町村
長印